

新規出店コンペティション事業募集要項

片山津温泉地域において長期的に賑わいの起点となる店舗とその経営者を求めるために、新規出店のコンペティションを実施します。採択された方には、出店費用の一部を助成します。

1. 対象地域

加賀市片山津温泉3区通り沿い地域を対象とします。

※別紙地図参照ください。

2. 参考空き店舗情報

※以下物件は参考として示す情報であり、条件を満たす場合は、他の土地・物件であっても対象となります。

※別紙地図に示す記号、位置と一致します。

※以下の物件であっても、物件の所有・賃貸の申込手続きは別途行う必要があります。

A 住所：加賀市片山津温泉乙 27 番地 3、27 番地 12 （管理：株式会社 山下不動産）

賃貸の場合：要相談

（店舗床面積）：約 21 m² ※簡易な実測による数値のため目安となります。



B 住所：加賀市片山津温泉乙 48 番、49 番、1 他 1 筆 （管理：株式会社 山下不動産）

購入の場合：450 万円 ※別途諸経費有

賃貸の場合：月額 8 万円 ※店舗内荷物の処分費は借主負担

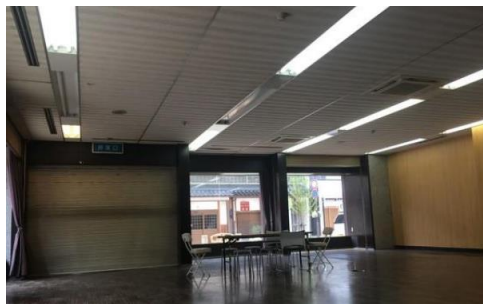
（店舗床面積）：約 63 ㎡ ※簡易な実測による数値のため目安となります。



C 住所：加賀市片山津温泉乙 36 番地 5（1F）（管理：志乃丘商事株式会社）

賃料：月額 16 万円 敷金：48 万円 共益費：12,000 円

（店舗床面積）：192.7 ㎡

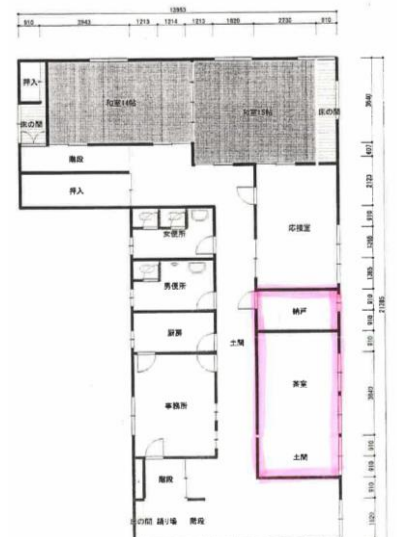


D 住所：石川県加賀市片山津温泉モ 2-2 芸妓検番「花館」1F（管理：片山津商工振興会）

賃料：要相談

（店舗床面積）：約 30 ㎡

※簡易な実測による数値のため目安となります。



3. 応募対象者

次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 加賀市内の者については、市税等に滞納がない者であること。
- (2) 加賀市外の者については、採択後の補助金交付申請時までに加賀市に移住すること。
- (3) 新たに建設し、若しくは空き家等を活用して商業店舗の開店を行おうとする者

4. 対象店舗

次に掲げるすべての要件を満たし、原則として令和 8 年 2 月 28 日までに開業する店舗とします。

- (1) 日本標準産業分類に定める以下のいずれかの業種の店舗であること
 - ①小売業 ②飲食業
 - ③娯楽業であって不特定多数の顧客が店内に滞留する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。
- (3) 政治団体及び宗教団体による運営でないこと。
- (4) 加賀市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及びその他反社会的な勢力又はそれらと関係する者が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (5) 各種法令及び公序良俗に反していないこと。
- (6) 営業が夜間（午後 6 時から翌日午前 10 時まで）のみでないこと。
- (7) 建物の 1 階部分で営業を行うこと。
- (8) 営業日数が月に 19 日以上あること（但し、長期休暇等による一時的に下回る月が生じることは差し支えない）

5. 採択者への特典

店舗出店に係る費用の内 500 万円を上限に助成（最大 3 店舗分）

※補助金は、開業後の実績報告に基づき支払います。

6. 補助対象経費等

補助の対象となる経費は、次のとおりとします。

- ・ 物件取得費（事業用地の取得費を含む。）
- ・ 店舗建築費
- ・ 店舗の内外装工事費（付帯設備を含む。）
- ・ 備品費
- ・ 広告宣伝費

※備品は原則として店舗に設置される事業用資産又は大型の物品であって、消費者への商品・サービスの提供以外の用に供されないものを指します。

食器・文房具等の小型物品やパソコン・オーディオ機器等の汎用性の高い物品、絵画・オブジェ等趣味性の高い物品等は補助対象外とします。

7. 応募受付期間

令和7年4月28日（月）～6月15日（日）必着

※受領した日時（メールの場合タイムスタンプ）で締め切りますのでご注意ください。

8. 応募の手続き

コンペティションへの応募を行おうとする方は、次の書類を応募受付期間内に加賀市にメール、郵送又は持参にて提出してください。

※内容の確認をしたうえで受付しますので受付期間終了間際ではなく、余裕をもって提出してください。

〔提出書類〕

- ①事業計画書（指定様式）
- ②工事設計書及び設計図
- ③審査用事業PR資料

以下の項目をパワーポイント資料にまとめたもの

- ・ コンセプト ・ 採算性 ・ 集客力

・販売商品 ・店舗デザイン ・社会的効果

④店舗内外装イメージ図

⑤店舗立地箇所がわかる地図

⑥直近の決算書又は確定申告書の写し

⑦経費の見積書（明細含む）

※当該事業に国・県等の他の補助金を活用（実績・予定含む）する場合は、事業計画書への記入が必要です。（別途資料の提出を求めています。）

9. 選考方法

プレゼンテーション評価：応募者によるプレゼンテーションを行い、市で決定します。

日時：令和7年6月末頃

会場：加賀市イノベーションセンター（予定）

（石川県加賀市大聖寺八間道65番地かが交流プラザさくら3階）

※県外居住者の場合は、ZOOMを用いたオンラインでの審査も可能とします。

※日時・場所は決まり次第応募者にお知らせします。

※理由の如何によらず、選考結果（経緯・審査内容・評点等）についてはお答えできません。

10. 評価基準

(1)計画の具体性

(2)実現可能性

(3)収支計画の妥当性

(4)事業者の経歴

(5)商品・販売戦略

(6)店舗外観及び内装の魅力

(7)地域貢献性

11. 結果発表

令和7年7月15日頃 市ホームページ掲載および応募者への通知によりお知らせします。

※選考の経過および内容の詳細につきましては、公表いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、応募された時点でこれらの事項にご承諾いただいたものとみなします。

1 2. 応募に当たっての注意点

- ・ 審査を経て、採択者を決定します。
- ・ 国の補助金を活用する予定であり、国の予算措置が成らなかった場合には、採択された場合も決定が無効となります。

※補助金の交付の決定日以降（選考終了以後）に実施する事業が補助の対象となります。それ以前に発注、購入、契約、工事等を実施したものは補助の対象となりませんのでご注意ください。

※補助金の交付を受けた事業者は、市の広報やホームページなどで公表することがあります。

1 3. その他

補助金の交付の決定を受けた事業者が、営業開始日から5年以内に営業を休止し、若しくは廃止し、又は著しく営業活動を縮小したときは、以下の通り補助金の返還を求める場合があります。事業形態に著しく変更があったときも、同様の返還を求める場合があります。

補助金返還事由が発生した日	返還額
営業を開始した日から3年経過するまでの期間内	補助金確定額×75%
営業を開始した日から3年を超え4年経過するまでの期間内	補助金確定額×50%
営業を開始した日から4年を超え5年経過するまでの期間内	補助金確定額×25%

1 4. 応募・問い合わせ先

加賀市観光商工課 TEL：0761-72-7945 MAIL：shoukou@city.kaga.lg.jp

別紙



図の緑線箇所面に面した店舗を対象とします。